以下に留意し、
a)　ITU-R勧告S.1342は、5030-5091MHzの周波数帯で運用する国際標準MLS局と5091-5150MHzの周波数帯で地球から宇宙方向のフィーダリンクを提供する固定衛星業務の地球局間の調整距離を決定する方法を記述していること。
b)　少数の固定衛星業務の局を考慮に入れること。
以下を決議し、
5091-5150MHzの周波数帯におけるMSSのnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する局を承認する主管庁は、航空無線航行業務の局に有害な混信を与えないことを保証すること。
以下を主管庁に要請し、
5091-5150MHzの周波数帯において、航空無線航行業務の局又はMSS（地球から宇宙）におけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務の地球局に対して周波数を割り当てる場合、双方の間に生ずる混信を避けるためにあらゆる実行可能な措置を執ること。
以下を事務総局長に指示する。
本決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第140（WRC-15、改）　19.7-20.2GHzの周波数帯における等価電力束密度（epfd）の制限値に関連した措置及び研究
世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　数年にわたる研究後、WRC-2000は、容認できない混信からGSO FSS通信網の保護を確保する目的で、固定衛星業務（FSS）システムにおける非静止衛星軌道（non-GSO）システムの運用を促進するため、幾つかの周波数帯において、第22.2号の規定を実施するepfdの制限値を採択したこと。
b)　WRC-2000は、決議第76（WRC-2000）の規定において、GSO FSSシステムを保護するために同一周波数帯における総合epfd↓の制限値も採択したこと。
c)　長楕円軌道（HEO）における衛星配置に基づいた少数のシステムは、一部のFSSの周波数帯において、長年にわたって運用されてきたこと。
d)　1990年代後期から、特にWRC-2000以後、幾つかの周波数帯及び宇宙業務におけるHEOに、主として30GHz未満のFSS分配について、関心が高まってきたこと。
e)　WRC-03に対して報告されたITU-R研究は、HEOシステムをnon-GSOシステムの中の分類であるとみなし、HEOシステムの運用特性を記述したこと。
f)　WRC-2000からWRC-03までの期間において、ITU-Rは、HEO FSSシステムとGSO、低高度軌道（LEO）、中高度軌道（MEO）及びHEOシステムなどの他システムとの間の周波数共用に関する勧告を策定したこと。
g)　一部の種類のHEOシステムは、19.7-20.2GHz帯において長期間epfd↓の制限値を満たすことが困難であること。
以下に留意し、
a)　長期間においては、19.7-20.2GHz帯におけるepfd↓の制限値は、17.8-18.6GHz帯における当該制限値に比べてより厳しいこと。
b)　第9.7A号及び第9.7B号をこの周波数帯に適用すること。
c)　19.7-20.2GHz帯は、WRC-03において、固定衛星業務の高密度アプリケーションが全地域に特定された数少ない周波数帯の１つであること。
d)　ITU-R勧告S.1715「決議第140(WRC-03)で要求される研究に対して作成されたガイドライン」
以下を主管庁に要請することを決議し、
19.7-20.2GHz帯における第22.2号の規定に基づく主管庁の義務を遂行するために、また、non-GSO FSSシステムに責任を有する主管庁が第22.5CA号の規定の適用を要請する場合に、主管庁間の協議の指針として、non-GSO FSSシステムによる混信からのGSO FSS通信網の保護に関するITU-R勧告の使用を検討すること。
以下を無線通信局長に指示する。
19.7-20.2GHz帯に関する表22-1Cのepfd↓制限値について、調整要請時に第22.5CA号の規定の適用希望を表示したnon-GSO FSSシステムを所管する主管庁は、必要な合意に達しなかった場合には、この規定について限定的適合とする判定を与えること。epfd↓の制限値の遵守に関するこの暫定判定は、調整要請の受領日から２年以内に制限値を超えるepfdの影響を受ける全ての主管庁による明示的な合意が獲得され、その表示が無線通信局に提出された場合に限り、通知段階において決定的適合とする判定に変更される。さもなければ、この暫定判定は、決定的不適合とする判定に変更される。

改　決議第144（WRC-15、改）　13.75-14GHzの周波数帯における固定衛星業務の地球局を運用する地理的に小さい又は狭い国々の特殊要件
世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　WARC-92 は、13.75-14GHz の周波数帯において固定衛星業務（FSS）（地球から宇宙）に対する追加の分配を行ったこと。
b)　当該周波数帯は、無線標定及び無線航行業務と共用していること。
c)　WRC-2000 による決定及び ITU-R 研究の完了を受けて、WRC-03 は、当該周波数帯における業務に関する共用条件を見直して改正し、FSS、無線標定及び無線航行業務間の共用を規定する新たな規則を採択したこと（第 5.502 号参照）。
d)　上記の改正された共用条件は、13.75-14GHz の周波数帯で口径 1.2mから 4.5mまでのアンテナを持つ静止衛星用による FSS 地球局の運用を、追加的に可能としたこと。
以下を認め、
a)　第 5.502 号に規定する共用条件により、地理的に小さい又は狭い国々が、口径 1.2m から 4.5m のアンテナを持つ静止衛星用による FSS 地球局を当該周波数帯において配置することが著しく困難となること。
b)　FSS と無線標定業務において運用する海上無線標定システムとの共用を更に促進するためには、技術上及び運用上の方法を開発する必要性があり得ること。
c)　上記の技術上及び運用上の方法は、無線標定業務を保護しながら、第 5.502 号の規定に従って運用される 13.75-14GHz の周波数帯における FSS 地球局の配置増大を可能にするために使用できる可能性があること。
以下に留意し、
ITU-R 勧告 S.1712「無線通信規則第 5.502 号に規定した pfd 制限値を超えることなく、与えられた場所において FSS の地球局が 13.75-14GHz の周波数帯で伝送可能か否かを決定する方法及び超過を軽減するガイドライン」
以下を決議し、
地理的に小さい又は狭い国々の主管庁に適切な考慮を払うための措置として、地理的に小さい又は狭い国々の主管庁は、13.75-14GHz の周波数帯において海上無線標定システムを配置する主管庁との二国間協定に従って FSS 地球局を運用する場合には、第 5.502 号に規定する低潮線上における FSS 地球局の電力束密度の制限値を超過できること。
以下を奨励する。
地理的に小さい又は狭い国々の主管庁に適切な考慮を払うための措置として、13.75-14GHz の周波数帯において海上及び陸上移動無線標定システムを配置する主管庁は、FSS 地球局を配置する地理的に小さい又は狭い国々の主管庁との間で、当該周波数帯における FSS 地球局の運用に関する二国間協定を速やかに成立させること。